

(2) J R 芦屋駅周辺地区におけるバリアフリー基本構想について

1 目的

J R 芦屋駅南地区第二種再開発事業の実施に伴い、J R 芦屋駅周辺における回遊性を高め、多数の市民が行き交う賑やかで活気あふれるまちづくりを進めていくために、高齢者及び障がい者の方の自立した日常生活及び社会生活をさらに確保し、J R 芦屋駅を中心とした周辺建物及び公共施設を結ぶ経路の移動を円滑にするために、バリアフリー基本構想を策定するものとする。

2 進め方

平成19年4月に策定した「芦屋市交通バリアフリー基本構想（阪神芦屋駅・市役所周辺地区）」において掲げた基本理念と基本方針に基づき、調査・検討を行う。構想案の作成においては、障がい者団体や老人会など関係団体の協力を得ながら、まちあるきやヒアリング等の実施により課題を抽出し、本協議会の意見や助言をいただいて進める。

(1) 基本理念

「だれもが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、全ての人々がともに支えあう社会づくりを進めます」

(2) 基本方針

- ・ 安全・安心、快適なまちづくりへの多面的な取組を進めます
- ・ 心のバリアフリー社会の実現に向けた取組を進めます
- ・ 多様な人々に配慮した柔軟な取組を進めます
- ・ 段階的・継続的な取組を進めます
- ・ 多様な関係者の参画による取組を進めます

3 本協議会の位置付け

「芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱」による。

4 上位計画・関連計画等

- (1) 第4次芦屋市総合計画
- (2) 芦屋市都市計画マスタープラン
- (3) 芦屋市総合交通戦略

芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(目的)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき、バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の作成に関する協議を行うため、芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 高齢者団体及び障がい者団体の代表者等
- (4) 交通事業者
- (5) 兵庫県公安委員会
- (6) 国、県及び市の道路管理者
- (7) 市職員及び関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、基本構想が策定されるまでの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。なお、初回の会議のみ、市長が招集するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(代理出席)

第6条 第2条第2項第4号から第7号までの委員は、その所属する機関の職員等を代理人として出席させることができる。

2 前項の規定により代理人を出席させようとするときは、会議開催前までに代理人の職及び氏名を明記した委任状を会長に提出し、承認を得なければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、交通バリアフリーに関する事務を所掌する課が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

目標とする
10年後の
芦屋の姿

12

交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、 市内が安全に安心して移動できるようになっている

【基本構想】

本市は、大阪市と神戸市の間に位置し、都市間交通の利便性と住宅地としての都市機能については評価が高いものとなっています。しかし、市域が南北に細長く北から南への傾斜があり、南北の公共交通はバスによるものとなっていることや、鉄道駅周辺の一部が利用しにくいところがあります。また、比較的幅のある道路には歩道が整備されていますが、道幅が狭いため歩道を設置することが困難な場所も多くあります。

誰もが安全に安心して移動するためには、歩道や交通安全施設の整備だけではなく、自動車や自転車などに乗る人が交通ルールを守り、歩行者優先に心がけ、歩行者自身も同じように他の通行者に気遣う意識を高めることが必要です。また、自動車や自転車などの移動手段を持たない人でも気軽に市内を移動できる対策を講じながら、まち全体がユニバーサルデザインを目指すことも必要です。

そのためには、一人一人が道路はみんなのものであるという意識を持ち、他の利用者を思いやった使い方を当たり前にしていくとともに、安全に安心して移動できるよう公共施設などがバリアフリー化され、市内の公共交通機関等を利用しやすくしていくことが重要であると考えます。

施策目標12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

施策目標12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

第3章

12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

施策目標 12-2

公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

（施策目標推進部：都市建設部）

前期基本計画の取組

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
● 道路や公園などの公共空間のバリアフリー化を進めます。	⇒ 市役所周辺及び市内各所において、歩道の切下げ部や公園施設のバリアフリー化を順次実施するとともに、*交通バリアフリー推進連絡会を開催し、「交通バリアフリー基本構想」に位置づけられた様々な整備に関する情報交換などを行いました。
● 様々な人が利用する建物のバリアフリー化を推進、促進します。	⇒ 建物のバリアフリー化の取組としては、公共建築物の大規模改修工事などに合わせて推進しており、一定規模以上の公共建築物の建替え又は改修時には兵庫県の「福祉のまちづくり条例」による対応を行い、さらに、利用者側の視点を盛り込んだ施設計画とするため、事前に市内福祉団体の意見聴取なども行いました。 ⇒ 移動に対するバリアフリー化の取組としては、阪急バスに対するノンステップバス購入助成のほか、阪急芦屋川駅構外南側スロープの新設工事に係る助成を行いました。

後期の課題

- 道路や公園については、地形的な制約などによりバリアフリー化を整備することが困難な箇所もありますが、高齢者や障がいのある人なども含めたあらゆる人が、安全・安心・快適に施設の移動及び利用ができる環境づくりのために、*ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、更なるバリアフリー化を計画的に進めていく必要があります。



（実施前）



（実施後）

歩道の切り下げ

後期5年の重点施策

12-2-1

道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物のバリアフリー化を進めます。

（重点取組）

- ① 全ての人にやさしい歩行者空間の確保に努めるとともに、歩道の平坦性を確保するなど歩道設置路線のバリアフリー化を進めます。
- ② 安全かつスムーズに目的地に行くことができるよう、景観に配慮した分かりやすく統一的な*サイン計画に見直します。
- ③ 長寿命化改修に併せて、公園施設のバリアフリー化を進めます。
- ④ 公共建築物の建替えや大規模改修時には、関係団体などからのアドバイスを参考にしながら、利用者の視点を考慮した施設整備を行います。また、バリアフリー化に係る整備マニュアルも作成し、建替えなどの計画に活用します。
- ⑤ 円滑に市街地を移動できるよう、現地調査などを行いながら新たなバリアフリー基本構想（重点整備地区）を検討します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
歩道切下げ部のバリアフリー化率	%	34.5	↗	46.7
公園施設のバリアフリー化率 (施設誘導園路, 多目的トイレ等の施設整備状況)	%	16.9	↗	56.6
公共建築物のバリアフリー化率 (多目的トイレの整備状況)	%	75.0	↗	79.0

市民主体による取組

- ◆ 点字ブロックなどのバリアフリー設備の使用を妨げないよう、物などを置かないこと

関連する課題別計画

芦屋市交通バリアフリー基本構想（H19～）
第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）
芦屋市都市計画マスタープラン（H24～H32）



（７） 福祉のまちづくり方針

坂道の多い地形的特性や東西交通軸の集中による地域の断絶をソフト・ハードの両面から克服し、すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりを実現します。

１） ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

すべての人が快適に生活し、まちを楽しむことができるユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、公共・公益施設をはじめ、あらゆる都市空間のユニバーサルデザイン化を目指します。

特に、今後整備・改修が予定される基盤施設や公共建築物等については、「ユニバーサルデザイン政策大綱」、「バリアフリー法」、兵庫県の「福祉のまちづくり条例※」に基づき、ユニバーサルデザイン化を進めます。既存施設の建替えや大規模改修時には、関係団体等からのアドバイスを参考にしながら、利用者の視点を考慮した施設整備を促進します。また、市街地整備が進む南芦屋浜地域をユニバーサルデザインのまちとして位置付け、歩行空間、公共・公益施設及び住宅等のユニバーサルデザイン化を進めます。

なお、各種施設の整備に当たっては、だれもが利用しやすいよう、官民間わずユニバーサルデザインの考えの普及・啓発を実施していきます。

２） 子供たちが楽しめるまちづくり

子供たちが安心して遊べる自然環境づくりを、河川・山林・公園・ポケットパークなどの整備・改修時に併せて、市民との協働により検討します。

３） レクリエーションの場の整備

すべての人が海・山・水辺のレクリエーションを楽しめるように、レクリエーションの場での「スロープの設置」、「手摺やベンチの設置」、「回遊できる園路の設置」など、それぞれの場の特徴に適した創意工夫を行った施設整備を検討します。



保健福祉センター

福祉のまちづくり方針図

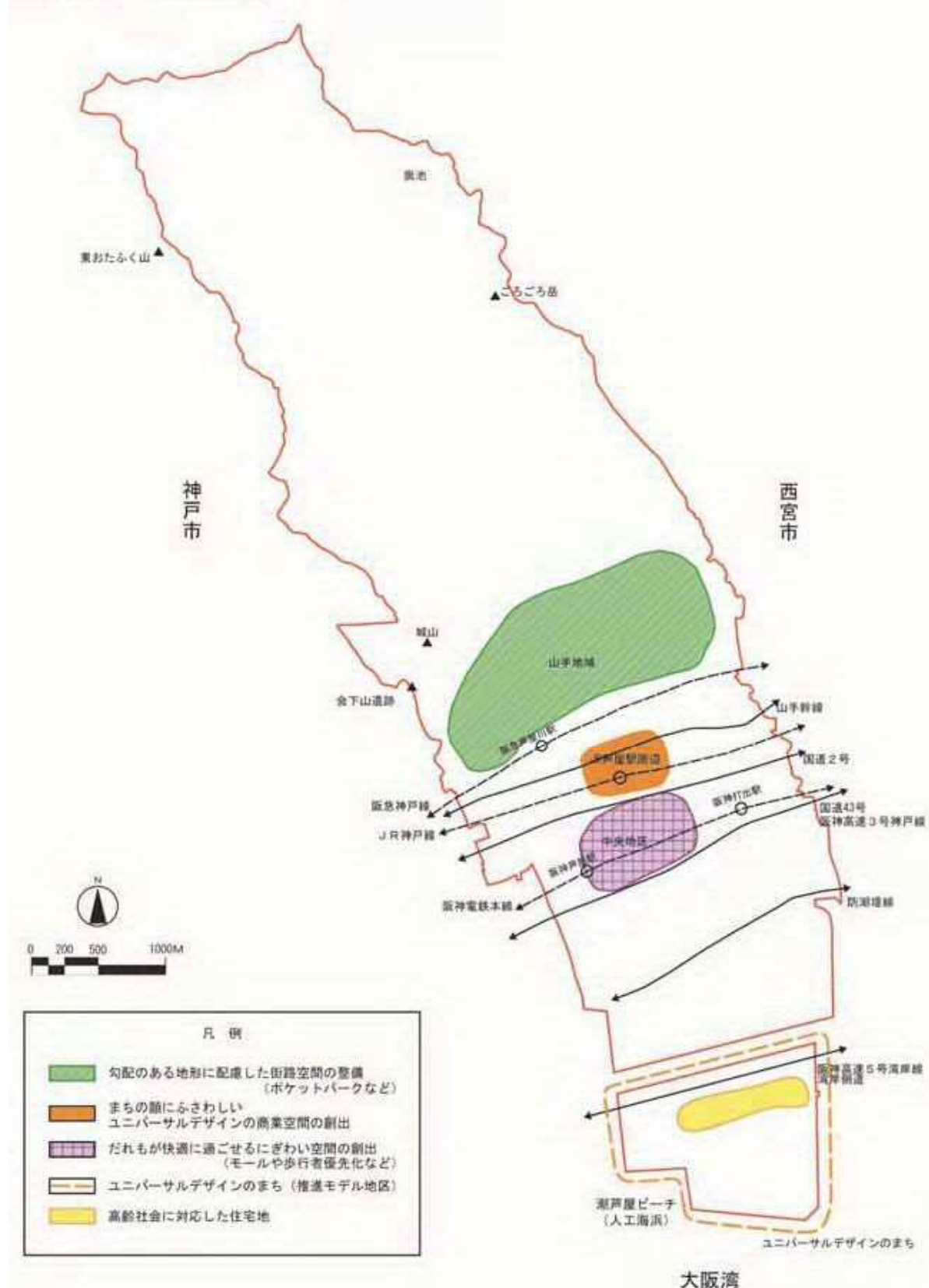


図 3-7 福祉のまちづくり方針

基本方針 2 まちの魅力を高め都市活力を支える交通環境

施策の方向性 2 - ① 鉄道駅へのアクセス性・利便性の向上

施策	施策概要	重点 施策	実施 時期	実施 主体
JR 芦屋駅周辺の整備	駅南側では市街地再開発事業により駅前広場及び周辺道路を整備します。また、整備に伴いバス路線の再編等を協議・検討します。 駅北側ではバリアフリーなどに関する課題を整理し、再整備の必要性を検討します。	◎	H30～ （予定）	行政 事業者
阪神打出駅周辺の整備等の検討	駅の利用者などが徒歩・自転車等で移動しやすい環境の整備を検討します。	◎	検討	行政
阪神芦屋駅周辺の整備	「芦屋市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅及び駅周辺の道路・公共施設等のバリアフリー整備を実施していますが、引続き取組を進めます。		継続	行政 事業者
阪急芦屋川駅周辺の整備等の検討	歩行者空間の整備や自動車の停車スペースの確保など、利用実態から課題を整理し、対策を検討します。		検討	行政



重点施策

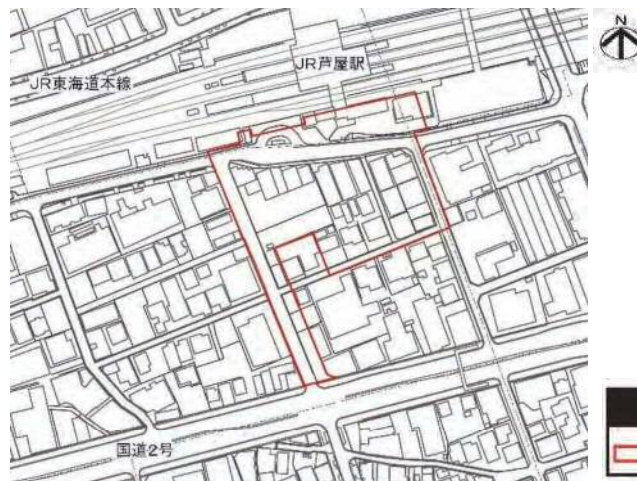
■ JR 芦屋駅周辺の整備 【実施箇所：JR 芦屋駅及び周辺】

市内で最も乗降客の多い JR 芦屋駅の周辺を整備することにより、周辺地域のみならず市内全域の交通環境の向上を図ります。駅南側において、安全かつ快適に移動でき利便性が向上するように駅前広場、周辺道路、自転車駐車場の整備をすることにより、バスや自転車の利用環境の向上、徒歩による駅への円滑な移動、駅に送迎する自動車の路上駐停車の解消、など交通結節点機能の向上を図るとともに、住宅・商業・公益施設の整備により都市拠点としての機能向上を図ります。

また、駅北側は、整備されてから 30 年以上が経過するため、バリアフリー面などの現状の課題を整理し、再整備の必要性を検討します。

JR 芦屋駅南地区整備概要

位置図



①立体横断通路の整備

立体横断通路の整備により、歩車分離を図り、駅周辺の歩行者の安全かつ円滑な通行を確保します。

立体横断通路（整備例）



②自転車駐車場の集約化

分散された既存の自転車駐車場を集約・整備することで、自転車利用者の利便性の向上を図ります。

③バス路線の再編・利便性の向上

JR 芦屋駅周辺においては、駅の南側の交通広場が未整備であるため、バスの乗降場が駅の北側に偏った配置となっています。駅南北におけるバス停の再配置や、路線の再編により、バスの運行や周辺の自動車等の交通を円滑にし、利便性の向上を図るための関係機関との協議・検討を行います。

④鉄道とバスの乗換利便性の向上

鉄道とバスの乗換利便性の向上を図るため、JR 芦屋駅南側の駅前広場の整備に伴い、利用者に分かりやすいバス乗降場の配置等を検討します。

⑤バスロータリーの整備（ターミナル機能）

JR 芦屋駅の南側の整備にあたり、交通広場をロータリー形状とし、ターミナル機能を与えることによって、バス路線の運行経路の改善などサービスの向上を図ります。

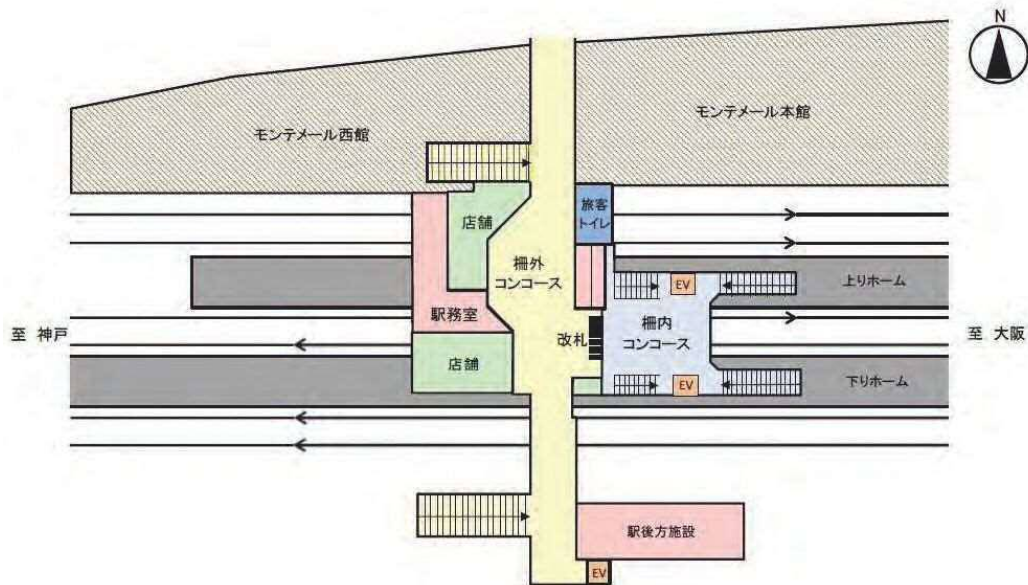
バスロータリー（整備例）



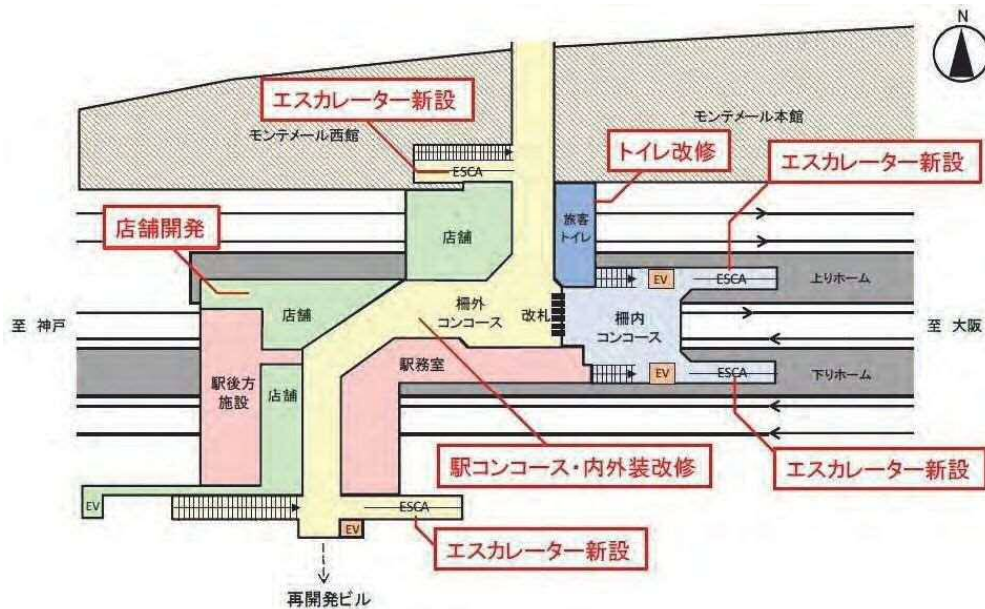
駅舎の改良（JR芦屋駅）

JR 芦屋駅南地区の整備に伴い JR 芦屋駅の改良工事を計画し、エスカレーターの設置など、駅のリニューアルを推進します。

【現況】



【計画】



資料：JR 西日本ホームページ ニュースリリースより

